



被災経験の伝承と防災教育の賜物（岩泉町）

岩泉町長 ^{だて}伊達 ^{かつみ}勝身

1. 被災状況と震災からの復興状況全般

当町では、東日本大震災により小本地域が津波に襲われ、死者 13 人（関連死含む）、被害家屋 208 戸（うち全壊家屋 177 戸）、公共施設（小本保育園、小本小学校、小本中学校、消防屯所、県警駐在所、役場支所など）、漁業施設や港湾の損壊、漁船 266 隻と漁具の流失、農地 23 ヘクタールの冠水など甚大な被害を受けた。応急仮設住宅は、震災から約 2 ヶ月後に 3 団地 143 戸が建設された。

町は、震災直後から一日も早い復興と住宅再建に向けて取り組むべく、平成 23 年 6 月に東日本大震災復興委員会を立ち上げ、学識経験者、地域代表者などと議論を重ね、住民懇談会や意見交換会の開催及び再建意向アンケート調査等を実施して復興計画を策定し、同年 9 月議会において議決を受けた。

震災から復興への計画目標を「心はひとつ いのちの海に 未来を拓く岩泉」とし単なる原形復旧にとどまらず新たな地方の価値を創造していくまちづくりとし、三陸鉄道岩泉小本駅と三陸沿岸道路岩泉龍泉洞 IC を中心とするコンパクトなまちづくりを目指すとして復興事業をスタートさせた。

復興計画を現実的なものとするために、事業用地の確保を最優先に位置付け今まで経験したことのない事務事業量と圧倒的マンパワー不足の状況のなか、復興の加速化並びに用地事務の効率化を図るため、平成 23 年 10 月に用地プロジェクトチームを設置して全庁横断的体制で取り組んだ。一方、用地取得には地権者数の多さと相続関係等不測の事態が生じ約 2 年の年月を要したことが遺憾だ。

住宅再建等の状況は、平成 25 年度に災害公営住宅が 2 団地完成し、平成 26 年度には漁集事業の集団移転地の宅地造成が完了し、集団移転地への移転者のほとんどが平成 27 年度に住宅を建築した。また、被災した公共施設の復旧状況は、平成 27 年 10 月に認定こども園が開園、12 月には集団移転地のほど近くに津波防災センターが完成し、役場支所、診療所、一次避難所となる複合施設として小本地域のまちづくりのコアとなっている。そして、津波で被災した小学校及び中学校も平成 28 年 3 月に完成したことで、震災から 5 年で被災した全ての公共施設が復旧し、被災者の住宅再建も完成期を迎え、これからは真の復興に向けたコミュニティの形成に取り組んでいく。

2. 復興の取組の中で、防災・まちづくりが進んだ事例、また、このうち震災前からの取組が効果を発揮したもの

三陸鉄道岩泉小本駅周辺地区を町震災復興計画にある防災体制の強化としての防災まちづくりの拠点として津波防災施設・避難滞留広場及び一次避難所等の整備を進めている。

その一環で平成 25 年の地区住民とのワークショップにおいて、震災の検証として、震災前から行ってきた地震津波避難訓練と同様の避難行動が行われた一方で、残念ながら一度は避難したものの津波到達前に自宅に戻るなどして犠牲になった方があり、住民の間でも避難後にどのような対応をとるべきかなど課題を整理し、平成 26 年から防災の意識を新たにして避難訓練を再開している。

また、震災前の避難訓練で、地域住民から避難段階の必要性を提言され、直ぐに国土交通省三陸国道事務所へ要請したところ短期間で避難段階の設置につながり、震災時には、小本小学校の児童及び先生等並びに地域住民が国道 45 号沿いの高台の避難所へ迅速に避難することができた。その所要時間は 5 分から 7 分も短縮され効果的な避難ができ、人的被害を最小限にとどめることができた要因のひとつである。

(ハード面)

- ・ 避難路、堤防新設、嵩上げ、復旧

避難路及び堤防が完成することで、横断的な避難路の確保と津波の流速を抑制し、避難行動の時間に余裕が生まれることでより高いところに避難できるようになり、防災力の向上となった。

(ソフト面)

- ・ 平成 25 年 10 月ワークショップ 「どんな災害にもつよい、まちづくり」方針

危険箇所及び避難行動での支障のある箇所など、その対応策について参加者の中で共通の認識として捉え、今後の防災体制強化に活かす取り組みとなった。

現在、その改善に向けて継続的に官民一体となった事業推進を図っている。

- ・ 平成 26 年 11 月地震津波避難訓練の再開

一次避難所への浸水被害がなかったことから避難場所に一度は避難したものの津波到達前に自宅に戻るなどして犠牲者がでたことが残念だ。新たな移転集落形成の完成が近づき、訓練を再開することによって避難行動を起こす住民と支援行動を進める住民とそれぞれの立場でどんな行動を起こせばいいかを教訓に災害に強いまちづくりの取り組みを継続している。

3. 震災前からの防災に関する取組が十分ではなかったと感じている事例、またこれを踏まえて改善した点又は今後改善が必要と考えている点

役場小本支所は津波浸水区域であったが、浸水を想定した建物では無くその対策を講じておらず公用書類等の浸水被害を受けた。

地域防災の拠点として、複合施設の津波防災センターを建設し施設内に支所事務所を設置し、行政機能及び防災機能を継続できる災害に強い施設となり、今後さらに官民一体の防災体制の強化を図る。

今後は、平成 26 年からの災害対策基本法の一部改正により、災害時に家族等の支援が受けられず自力で避難することが困難な要介護者や重度の障がい者が、地域の中で避難支援が受けられるようにするための対応の整備が必要であり、自主防災組織、町内会等で地域

の安全は地域で守るという「共助」の取組等が重要となる。

4. 次の災害に備えた提言・メッセージ

東日本大震災による大津波の被害は火災等の二次災害が発生したところもあり、さらに放射能汚染が重なり今まで経験していない未曾有の災害となった。当町で津波被害が大きくなった要因の一つとして、住家と住家の間隔が狭い昔ながらのまち並みから損壊した住家が住家に次々と激突する形で津波被害が拡大した。これは圧倒的な津波の勢いによるものでありそこに火災が発生すればまさに火の海とかし手のつけようのない惨状となる。これからのまち並づくりには防災対策を考慮した防災空地を設けることで、あらゆる災害へのリスクが軽減できる一つの対策となるのではないかと感じている。

当町での地震・津波に対する避難行動は、小本地区の保育園、小学校及び中学校すべてが津波被害を受けたが地域内で津波に対する避難意識が高く、園児、児童及び生徒は地域住民の協力もあり全員無事避難できたことが犠牲者を最小限にした。これは日頃の避難訓練はもとより、先人達からの被災経験の伝承や防災教育の効果の賜であることを確信した。

今後、あらゆる災害に備えて停電等の非常事態を想定したうえで、高齢者社会的弱者を含めた情報の伝達システムの構築等と官民一体の総合的訓練も必要である。併せて、災害時のライフライン被害の軽減策及び早期復旧策の構築も重要となる。

津波からの避難には初動が大切であり、限られた情報から瞬時に判断し行動できる心構えを持ち、普段から防災情報の受け方、意義、対処方法について考えておくことが必要である。そして、避難訓練により避難における問題点を明らかにして、安全で確実な避難ができるよう避難訓練を繰り返し、精度を高めていく取り組みが必要である。

東日本大震災から6年目となるが、国内外からのご支援、ご協力を受けて、一歩ずつ歩みを進めてまいりました。改めて、ご支援いただいた皆さまに心から感謝を申し上げます。これからも被災者の心に寄り添い安全安心で活力あるまちをつくり、次世代に引き継いでいくことを使命とし、真の復興へ住民と手を携え前へ進んで参ります。